鳥取県部等設置条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 Ш 菙 博

### 鳥取県規則第29号

鳥取県部等設置条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則

(鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部改正)

第1条 鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成18年鳥取県規則第89号)の 一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

> 改正後 改正前

(中期計画の認可等)

第3条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中|第3条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中 期計画の認可を受けようとするときは、申請書に中 期計画を添付して、当該中期計画の最初の事業年度 開始の日の30日前までに(法人の成立後最初の中期 計画については、法人の成立後遅滞なく) 所管部 局長(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規 則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に 属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織条例(平 成6年鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置 された部局等の長のうち当該法人を所管する部局等 の長をいう。以下同じ。) に提出しなければならな L1

2 略

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施|第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施 行に関し必要な事項は、総務部長(鳥取県事務処理 権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属 する事務の委任を受けた鳥取県行政組織条例第13条 第2項に規定する総務部長をいう。)が別に定める。

(中期計画の認可等)

期計画の認可を受けようとするときは、申請書に中 期計画を添付して、当該中期計画の最初の事業年度 開始の日の30日前までに(法人の成立後最初の中期 計画については、法人の成立後遅滞なく)所管部 局長(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規 則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に 属する事務の委任を受けた鳥取県部等設置条例(平 成6年鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置 された部局等の長のうち当該法人を所管する部局等 の長をいう。以下同じ。) に提出しなければならな L1

2 略

(雑則)

行に関し必要な事項は、総務部長(鳥取県事務処理 権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属 する事務の委任を受けた鳥取県部等設置条例第1条 の規定により設置された総務部の長をいう。) が別 に定める。

(鳥取県統計調査条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県統計調査条例施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

> 改正後 改正前

(結果の公表)

取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の 権限に属する事務が委任されている場合にあっては、 当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥 取県条例第5号)第13条第2項に規定する企画部長 又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13 号)第6条の規定により設置された統計課の長。以 下同じ。) は、前条の調査票に基づき市町村ごとの 人口及び世帯数を推計し、毎月及び毎年、速やかに 公表するものとする。

(結果の公表)

第7条 知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥|第7条 知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥 取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の 権限に属する事務が委任されている場合にあっては、 当該委任を受けた鳥取県部等設置条例(平成6年鳥 取県条例第5号)第1条の規定により設置された企 画部の長又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県 規則第13号)第6条の規定により設置された統計課 の長。以下同じ。) は、前条の調査票に基づき市町 村ごとの人口及び世帯数を推計し、毎月及び毎年、 速やかに公表するものとする。

(鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正)

第3条 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則(昭和62年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 る。

> 改正後 改正前

(定義)

第2条 略

2~7 略

事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号。以 下「権限規則」という。) 第6条第1項の規定によ り知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総 合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第 3条に規定する総合事務所長をいい、「福祉相談セ ンター所長」とは、権限規則第6条第1項の規定に より知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県 行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第73条 の規定により設置された福祉相談センターの長をい い、「児童相談所長」とは、権限規則第6条第1項 の規定により知事の権限に属する事務の委任を受け た鳥取県児童相談所設置条例(平成12年鳥取県条例 第13号)第1条の規定により設置された児童相談所 の長をいい、「福祉保健部長」とは、権限規則第6 条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委 任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条 例第5号)第13条第2項に規定する福祉保健部長を いう。

(定義)

第2条 略

2~7 略

8 この規則において「総合事務所長」とは、鳥取県|8 この規則において「総合事務所長」とは、鳥取県 事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号。以 下「権限規則」という。) 第6条第1項の規定によ り知事の権限に属する<u>当該</u>事務の委任を受けた鳥取 県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号) 第1条の規定により設置された総合事務所の長をい い、「福祉相談センター所長」とは、権限規則第6 条第1項の規定により知事の権限に属する当該事務 の委任を受けた鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取 県規則第13号)第73条の規定により設置された福祉 相談センターの長をいい、「児童相談所長」とは、 権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属 する当該事務の委任を受けた鳥取県児童相談所設置 条例(平成12年鳥取県条例第13号)第1条の規定に より設置された児童相談所の長をいい、「福祉保健 部長」とは、権限規則第6条第1項の規定により知 事の権限に属する当該事務の委任を受けた鳥取県部 等設置条例(平成6年鳥取県条例第5号)第1条の 規定により設置された福祉保健部の長をいう。

(鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部改正)

第4条 鳥取県障害者自立支援法施行細則(平成18年鳥取県規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 る。

改正後

改正前

様式第1号(第2条関係)

略

指定障害福祉サービス事業所

指 定 障 害 者 支 援 施 設 指定(更新)申請書 指 定 相 談 支 援 事 業 所

年 月 日

職氏名様

申請者 所在地 (事業者・設置者)名 称

指定障害福祉サービス事業所(指定障害者支援施設・指定相談支援事業所)の指定(指定の更新)を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

略

注 略

添付書類

1 略

2 指定を受けようとする事業等の種類に応じて 福祉保健部長(鳥取県事務処理権限規則(平成 8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定に より知事の権限に属する事務の委任を受けた<u>鳥</u> 取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号) 第13条第2項に規定する福祉保健部長をいう。 以下同じ。)が別に定める書類

(別紙) 略

様式第1号(第2条関係)

略

指定障害福祉サービス事業所

指 定 障 害 者 支 援 施 設 指定(更新)申請書 指 定 相 談 支 援 事 業 所

年 月 日

(EII)

職 氏 名 様

申請者 所在地 (事業者・設置者)名 称

代表者

指定障害福祉サービス事業所(指定障害者支援施設・指定相談支援事業所)の指定(指定の更新)を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

略

注 略

添付書類

1 略

2 指定を受けようとする事業等の種類に応じて 福祉保健部長(鳥取県事務処理権限規則(平成 8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定に より知事の権限に属する<u>当該</u>事務の委任を受け た<u>鳥取県部等設置条例</u>(平成6年鳥取県条例第 5号)<u>第1条の規定により設置される福祉保健</u> <u>部の長</u>をいう。以下同じ。)が別に定める書類

(別紙) 略

(鳥取県児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の一部改正)

第5条 鳥取県児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則(平成18年鳥取県規則第78号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 る。

改正後 改正前 様式第1号(第2条関係) 様式第1号(第2条関係) 略 略 知的障害児施設等 指定(更新)申請書 知的障害児施設等 指定(更新)申請書 年 月 日 年 月 日 職氏 名 様 職氏 名 様 所在地 所在地 申請者名称 申請者 名 称 (設置者) 代表者 (EII) (設置者) 代表者 (EII) 児童福祉法に規定する知的障害児施設等の指定 児童福祉法に規定する知的障害児施設等の指定 (指定の更新)を受けたいので、次のとおり関係書 (指定の更新)を受けたいので、次のとおり関係書 類を添えて申請します。 類を添えて申請します。 注 略 注 略 添付書類 添付書類 1 略 2 指定を受けようとする知的障害児施設等の種 2 指定を受けようとする知的障害児施設等の種 類に応じて福祉保健部長(鳥取県事務処理権限 類に応じて福祉保健部長(鳥取県事務処理権限 規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1 規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1 項の規定により知事の権限に属する事務の委任 項の規定により知事の権限に属する当該事務の を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県 委任を受けた鳥取県部等設置条例(平成6年鳥 条例第5号)第13条第2項に規定する福祉保健 取県条例第5号)第1条の規定により設置され た福祉保健部の長をいう。) が別に定める書類 部長をいう。) が別に定める書類 (別紙) 略 (別紙) 略

# (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第6条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和49年鳥取県規則第31号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 る。

### (診察の依頼等)

第4条 総合事務所長(鳥取県事務処理権限規則(平|第4条 総合事務所長(鳥取県事務処理権限規則(平 成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。) 第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務 の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15 年鳥取県条例第40号) 第3条に規定する総合事務所 長をいう。以下同じ。)は、法第27条第1項若しく は第2項、第29条の2第1項、第29条の4第2項、 第34条第1項若しくは第3項、第38条の6第1項又 は第38条の7第2項の規定により精神保健指定医 (以下「指定医」という。)をして診察をさせよう とするときは、様式第3号による依頼書を指定医に 交付するものとする。

# 2 略

# (退院等命令書の交付)

事の権限に属する事務が委任されている場合にあっ ては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成 6年鳥取県条例第5号) 第13条第2項に規定する福 祉保健部長)は、法第38条の3第4項、第38条の5 第5項又は第38条の7第1項若しくは第2項の規定 により、入院中の者を退院させることを命じようと するとき、又は処遇の改善のために必要な措置を採 ることを命じようとするときは、様式第18号による 命令書を精神科病院の管理者に交付するものとする。

#### (診察の依頼等)

成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。) 第6条第1項の規定により知事の権限に属する当該 事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平 成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置 された総合事務所の長をいう。以下同じ。) は、法 第27条第1項若しくは第2項、第29条の2第1項、 第29条の4第2項、第34条第1項若しくは第3項、 第38条の6第1項又は第38条の7第2項の規定によ り精神保健指定医(以下「指定医」という。)をし て診察をさせようとするときは、様式第3号による 依頼書を指定医に交付するものとする。

### 2 略

# (退院等命令書の交付)

第14条 知事(権限規則第6条第1項の規定により知)第14条 知事(権限規則第6条第1項の規定により知) 事の権限に属する事務が委任されている場合にあっ ては、当該委任を受けた鳥取県部等設置条例(平成 6年鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置さ れた福祉保健部の長)は、法第38条の3第4項、第 38条の5第5項又は第38条の7第1項若しくは第2 項の規定により、入院中の者を退院させることを命 じようとするとき、又は処遇の改善のために必要な 措置を採ることを命じようとするときは、様式第18 号による命令書を精神科病院の管理者に交付するも のとする。

#### (鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部改正)

第7条 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則(昭和63年鳥取県規則第31号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

# 改正後

# 改正前

#### (貸付条件)

第4条 前条の規定により貸し付けられる資金(以下|第4条 前条の規定により貸し付けられる資金(以下 「貸付金」という。)の貸付けの対象となる事業(以 下「貸付対象事業」という。) ごとの貸付けの相手 方及び貸付けの対象となる施設(以下「貸付対象施 設」という。) 並びに貸付金の額、据置期間、償還

#### (貸付条件)

「貸付金」という。)の貸付けの対象となる事業(以 下「貸付対象事業」という。) ごとの貸付けの相手 方及び貸付けの対象となる施設(以下「貸付対象施 設」という。) 並びに貸付金の額、据置期間、償還 期間及び利率は、知事(鳥取県事務処理権限規則(平 成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。) 第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務 が委任されている場合にあっては、当該委任を受け た鳥取県行政組織条例 平成6年鳥取県条例第5号) 第13条第2項に規定する商工労働部長又は鳥取県行 政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の 規定により設置された経済政策課の長(以下「経済 政策課長」という。)。以下同じ。) が鳥取県中小企 業高度化資金等貸付要領(以下「要領」という。) で定めるものとする。

(完了届)

第13条 借主は、貸付対象事業を完了したときは、当 第13条 借主は、貸付対象事業を完了したときは、当 該完了の日から20日以内に中小企業高度化資金等貸 付対象事業完了届(様式第5号)を経済政策課長又 は総合事務所長(権限規則第6条第1項の規定によ り知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総 合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第 3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。) に提出しなければならない。

2 略

期間及び利率は、知事(鳥取県事務処理権限規則(平 成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。) 第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務 が委任されている場合にあっては、当該委任を受け た鳥取県部等設置条例 平成6年鳥取県条例第5号) 第1条の規定により設置された商工労働部の長又は 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号) 第6条の規定により設置された経済政策課の長(以 下「経済政策課長」という。)。以下同じ。) が鳥取 県中小企業高度化資金等貸付要領(以下「要領」と いう。) で定めるものとする。

(完了届)

該完了の日から20日以内に中小企業高度化資金等貸 付対象事業完了届(様式第5号)を経済政策課長又 は総合事務所長(権限規則第6条第1項の規定によ り知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総 合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第 1条の規定により設置された総合事務所の長をいう。 以下同じ。) に提出しなければならない。

2 略

### (鳥取県建設工事執行規則の一部改正)

第8条 鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。) を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

# 改正後

### (契約の相手方の資格)

第4条 工事の請負契約(以下「請負契約」という。) |第4条 工事の請負契約(以下「請負契約」という。) の相手方となることができる者は、建設業法第2条 第3項に規定する建設業者とする。ただし、軽微な 工事を執行する場合又は特別な事業がある場合にお いて、知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥 取県規則第32号)第6条第1項又は第5項の規定に より知事の権限に属する事務が委任されている場合 にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例 (平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定 する部局等の長、鳥取県総合事務所設置条例 (平成 15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務 所長、鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例(平 成7年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置

# 改正前

(契約の相手方の資格)

の相手方となることができる者は、建設業法第2条 第3項に規定する建設業者とする。ただし、軽微な 工事を執行する場合又は特別な事業がある場合にお いて、知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥 取県規則第32号)第6条第1項又は第5項の規定に より知事の権限に属する事務が委任されている場合 にあっては、当該委任を受けた鳥取県部等設置条例 (平成6年鳥取県条例第5号)第1条の規定により 設置された部局等の長、鳥取県総合事務所設置条例 (平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により 設置された総合事務所の長、鳥取県港湾事務所の設 置等に関する条例(平成7年鳥取県条例第6号)第

された港湾事務所の長、鳥取県行政組織規則(昭和 39年鳥取県規則第13号)第139条の規定により設置 された空港管理事務所の長又は部局等を構成する内 部組織の長。以下同じ。)が同法第2条第3項に規 定する建設業者以外の者を請負契約の相手方とする ことが適当であると認めるときは、この限りでない。

1条の規定により設置された港湾事務所の長、鳥取 県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第142 条の規定により設置された空港管理事務所の長又は 部局等を構成する内部組織の長。以下同じ。) が同 法第2条第3項に規定する建設業者以外の者を請負 契約の相手方とすることが適当であると認めるとき は、この限りでない。

### (鳥取県採石条例施行規則の一部改正)

第9条 鳥取県採石条例施行規則(平成16年鳥取県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

### 改正後

# 改正前

### (跡地防災保証)

第5条 条例第6条第1項第4号の規則で定める保証 第5条 条例第6条第1項第4号の規則で定める保証 (以下「跡地防災保証」という。)は、次に掲げる 機関(債務超過になっていること、破産手続開始の 決定を受けたこと等により、当該保証を行う機関と して適当でないと知事(鳥取県事務処理権限規則 (平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定 により知事の権限に属する事務が委任されている場 合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条 例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規 定する県土整備部長又は鳥取県総合事務所設置条例 (平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総 合事務所長。以下同じ。) が認めるものを除く。) が行うものとする。

(1)及び(2) 略

2~4 略

# (跡地防災保証)

(以下「跡地防災保証」という。)は、次に掲げる 機関(債務超過になっていること、破産手続開始の 決定を受けたこと等により、当該保証を行う機関と して適当でないと知事(鳥取県事務処理権限規則 (平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定 により知事の権限に属する事務が委任されている場 合にあっては、当該委任を受けた鳥取県部等設置条 例(平成6年鳥取県条例第5号)第1条の規定によ り設置された県土整備部の長又は鳥取県総合事務所 設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規 定により設置された総合事務所の長。以下同じ。) が認めるものを除く。) が行うものとする。

(1)及び(2) 略

2~4 略

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。